

カマデポ&嘉麻さいはっ券取扱店要領

◎新型コロナウイルス感染拡大により低迷する市内の消費を喚起し、マイナンバーカードの取得促進及びキャッシュレスの普及を図ることで、オンライン化に対応した新しい生活様式を推進するため、市内取扱店で使用できる経済活性化商品券「嘉麻さいはっ券」及びアプリを活用した市内取扱店で使用できる電子ポイント「カマデポ」の交付を下記要領のとおり行いますので、事業所の皆様には多数の取扱店申請をお願いいたします。

【事業概要】

【嘉麻さいはっ券】市内取扱店で使える商品券

- 対象者：令和3年6月1日時点で嘉麻市に住民登録している方
- 商品券額：一人につき、5,000円分（500円券10枚）
- お届け時期：令和3年6月下旬から順次発送（世帯単位で世帯主へ送付）
※ やむを得ない理由で送付先変更を希望する場合は、送付依頼書を提出
- 商品券使用期間：令和3年7月1日～令和4年2月28日

【カマデポ】市内取扱店で使用できる電子ポイント

- 対象者：① 既にマイナンバーカードを取得し、令和3年6月1日時点で嘉麻市に住民登録している方。
② 令和4年1月31日までにマイナンバーカードを嘉麻市で交付された方。
- 電子ポイント額：一人につき10,000円分
※ 交付対象者には、市より申請書を送付
※ 原則、電子ポイントを付与する。やむを得ない理由で電子ポイントの受取ができない場合は、商品券を配布し公平性を担保する
- 電子ポイント使用期間：令和3年8月1日～令和4年2月28日

【取扱店要領】

【取扱店舗】別紙、取扱申請書の内容を確認後、必要事項を記入し、商工会議所・商工会へご提出ください。

- ① 登録無料
- ② 商品券と電子ポイントのどちらも利用できることとする
店舗にはQRコードを置くだけで電子決済機器の設置は必要ありません
(利用者が店舗に設置しているQRコードを読み取り、支払を行う)

※他のシステムとの連携はありません。(例)「券売機」「お金を入れないと処理されないレジ」等を使用の場合、使いにくい場合があります

- ③ 利用者から受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責務とする
- ④ 取扱店ステッカー及びのぼり旗は見やすい場所に掲示する

- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに商工会議所・商工会へ申し出る事
- ⑥ 商品券の売買・再利用・未使用の商品券の換金・釣銭の取扱は禁止
- ⑦ 利用期間中に取扱店を中止するときは、速やかに連絡すること
- ⑧ 暴力団・暴力団員及び暴力団又は暴力団と密接関係を有するものでない事
- ⑨ 本事業に関して調査等を行う場合は、報告等の協力をお願いします
- ⑩ 各号に反する行為と認められた場合は、必要に応じ換金の拒否・取扱店の取り消し及び損害金の申し受けを行うことがあります

【換金】

■嘉麻さいはっ券：令和3年7月1日～令和4年3月17日までの期間
これまでのプレミアム付商品券同様、額面の小切手を発行します。

【小切手発行日】

- 嘉麻商工会議所・・・毎週木曜日 9:00～16:00
- 嘉麻市商工会本所・・・毎週火曜日 9:00～16:00
- 嘉麻市商工会碓井出張所・・・毎週水曜日 11:00～15:00
- 嘉麻市商工会嘉穂出張所・・・毎週木曜日 11:00～15:00

■カマデポ

- 指定金融機関(飯塚信用金庫)に口座を所有し、登録している場合
5日毎と月末締めで、4営業日後に登録口座に入金されます。
- 未登録の場合：令和3年8月3日～令和4年3月17日
事務局がポイント回収額を確認、嘉麻さいはっ券換金日に小切手の発行を行います。※嘉麻さいはっ券の換金がある場合は、回収額を上乘せして小切手発行を行います。取扱店専用アプリまたはポイント回収メモにより回収金額の確認をお願いします。

※ 令和4年3月18日以後は、いかなる理由があっても換金できませんので、ご了承ください

【商品券・電子ポイント共通利用制限】

次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は利用対象外とします

- ① 土地・家屋購入、建物増改築、家賃、地代、駐車料金等の不動産に関わる支払い
- ② 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ③ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ④ 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い
- ⑤ タバコの購入

★ お問合せ先 ★

嘉麻商工会議所 ☎ 0948-52-0855

嘉麻市商工会 ☎ 0948-42-1404